

第50号議案

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和7年3月7日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

保険料率等を改めるとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い規定を整備する必要がある。

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

中野区国民健康保険条例（昭和34年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の8.32」を「100分の7.92」に、「100分の60」を「100分の59」に改め、同条第2号中「46,200円」を「45,600円」に、「100分の40」を「100分の41」に改める。

第15条の8中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.88」を「100分の2.87」に、「100分の60」を「100分の59」に改め、同条第2号中「15,900円」を「16,200円」に、「100分の40」を「100分の41」に改める。

第15条の16中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.13」を「100分の2.20」に、「100分の54」を「100分の56」に改め、同条第2号中「18,000円」を「17,400円」に、「100分の46」を「100分の44」に改める。

第19条の2中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第1号ア中「32,340円」を「31,920円」に改め、同号イ中「11,130円」を「11,340円」に改め、同号ウ中「12,600円」を「12,180円」に改め、同条第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同号ア中「23,100円」を「22,800円」に改め、同号イ中「7,950円」を「8,100円」に

改め、同号ウ中「9,000円」を「8,700円」に改め、同条第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同号ア中「9,240円」を「9,120円」に改め、同号イ中「3,180円」を「3,240円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「3,480円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,930円」を「6,840円」に改め、同号イ中「11,550円」を「11,400円」に改め、同号ウ中「18,480円」を「18,240円」に改め、同号エ中「23,100円」を「22,800円」に改め、同条第2号ア中「2,385円」を「2,430円」に改め、同号イ中「3,975円」を「4,050円」に改め、同号ウ中「6,360円」を「6,480円」に改め、同号エ中「7,950円」を「8,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。